

令和元年6月26日開会

第702回むつ市教育委員会

## < 目 次 >

議案第 1 号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更(一時捕獲)  
等許可申請に対する許可について (生涯学習課)

議案第 2 号 むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について  
(生涯学習課)

議案第 3 号 むつ市少年教育指導委員の委嘱について (中央公民館)

## < その他 >

## 議案第 1 号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について、次のように許可したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 6 号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和元年 6 月 2 6 日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等について、市内に生息するニホンザルの群れ 2 9 群に対し、各群 2 頭ずつ計 5 8 頭に発信器を装着し、追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するものである。

# 指令第 号

むつ市中央一丁目8番1号  
むつ市長 宮下 宗一郎

令和元年6月6日付、む生産第132号で申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（一時捕獲）等を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定により、下記の条件を付して許可します。

令和 年 月 日

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛

## 記

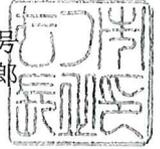
1. 麻酔銃の使用に関しては、危険防止に努めるとともに、麻酔薬の過剰投与を行わないこと。また、発信器の装着に係る一時捕獲は、極力短時間とすること。
2. 捕獲個体の記録を行うこと。



むつ市 生産 第 132 号  
令和元年 6月 6日

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛 殿

青森県むつ市中央一丁目8番1号  
むつ市長 宮下 宗一郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請書

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日 昭和45年11月11日
3. 所在地 青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所 日本国
5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所 なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所 なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所 なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地  
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由  
近年、むつ市に生息するニホンザルの個体群の大部分は農地や集落周辺に定着状態であり、捕獲を含めた多様な対策を講じているものの、農作物被害及び人的被害・人家侵入被害等は依然として発生しているところである。  
また、頭数増加に伴う、遊動域の拡大化により、今まで農地や集落周辺に出没しなかった個体群においても、近年では、人里への出没が見られ、早急な被害対策が求められている。  
さらに、群れの分裂化が相次ぎ、発信器が装着されていない個体群の出没や過去に取り付けた発信器の耐久年数が経過し、発信していないものもあり、被害対策を行なうにあたって、非常に困難である。  
このことから、むつ市内に生息する29群の出没状況に応じ2頭ずつ、計58頭（別紙参照）の範囲内で発信器を装着し、ニホンザルの追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等の生態の実態を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するものである。
10. 現状変更等の内容及び実施方法  
捕獲にあたっては、箱わな又は麻酔銃により行なうものとし、ニホンザルの群れを追跡しながら安全に十分配慮し、天候と場所を見計らって実施する。  
この方法により、群れの出没状況に応じ、58頭の範囲内で発信器を装着して元の群れに放獣する。

1 1. 現状変更等により生ずべき物件の滅失、若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項  
箱わな又は麻酔銃による捕獲については、天候及び場所を選び、安全を確認しながら実施し、ニホンザルに与える危険を極力回避する。  
麻酔銃の使用に関しては、体重の見積りを正確に行なうことで、麻酔薬の過剰量投与を避け、適正な事後管理を行い、危険を最小限にするよう配慮する。  
発信器に関しては、首輪式とし、近年著しく改善され実用化されているものを使用することから天然記念物に対する影響はないものである。

1 2. 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着手 許可の日から  
終了 令和2年3月31日

1 3. 現状変更等に係わる地域の番地  
青森県むつ市（別添、地形図のとおり）

1 4. 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

- ・むつ市脇野沢桂沢90番地1 松岡 史朗  
(NPO 法人ニホンザルフィールドステーション事務局長・北下半島ニホンザル保護管理対策協議会委員・北下半島サルの調査会事務局長等・獣医師資格)
- ・むつ市脇野沢渡向156番地41 榎 引 道 彦  
(むつ市脇野沢庁舎市民生活課 主事・わな猟免許保持者・麻酔銃免許申請中)
- ・むつ市海老川町7-25 相 内 一 彦  
(むつ市生産者支援課畜産振興グループ 主事・麻酔銃免許申請中)
- ・むつ市脇野沢本村216番地 榎 引 幸 成  
(むつ市生産者支援課畜産振興グループ 保護管理専門員・麻酔銃免許保持者)
- ・むつ市脇野沢渡向109-4 加 藤 恵 哉  
(むつ市生産者支援課野猿監視人・麻酔銃免許申請中)
- ・むつ市脇野沢九艘泊84番地1 中 島 幸 一  
(むつ市生産者支援課野猿監視人・麻酔銃免許申請中)
- ・むつ市大畑町本町80-6 福 田 雅 之  
(むつ市生産者支援課野猿監視人・わな猟免許保持者)

※ 麻酔銃に関しては、平成31年4月19日付けで青森県公安委員会から許可済み。人命救助等に従事する者届出済証明書は申請中。

1 5. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 むつ市生息個体群発信器リスト(平成30年度)
- 2 ニホンザル一時捕獲区域(脇野沢・川内町・大畑町・むつ)
- 3 平成30年度青森県鳥獣保護区等の位置図(抜粋)
- 4 捕獲に用いる箱わな及び麻酔銃の仕様書
- 5 捕獲した動物に装着する首輪型発信器の仕様書
- 6 銃砲所持許可証及び人命救助等に従事する者届出済証明書
- 7 麻酔研究者免許証
- 8 わな猟狩猟免許状
- 9 ニホンザル捕獲記録

むつ市に生息するニホンザルの個体群・個体数発信器装着リスト（平成30年度）

No.	地区名	群れ名	個体数	遊動域	発信器	今回取付頭数
1	脇野沢	A87-A群	70 頭	脇野沢九艘泊～蛸田	○	2頭
2		A87-B群	35 頭	脇野沢細間林道周辺		2頭
3		O1-A群	38 頭+ $\alpha$	脇野沢武士泊～滝山周辺	○	2頭
4		O1-B群	52 頭+ $\alpha$	脇野沢武士泊～滝山周辺		2頭
5		O2-A群	43 頭+ $\alpha$	脇野沢海峽ライン周辺		2頭
6		O2-B群	42 頭+ $\alpha$	源藤城～七引		2頭
7		A2-84A群	24 頭+ $\alpha$	脇野沢寄浪～滝山～口広	○	2頭
8		A2-84B群	15 頭	脇野沢九艘泊～田ノ頭	○	2頭
9		A2-84C群	8 頭+ $\alpha$	脇野沢九艘泊～寄浪		2頭
10		A2-85群	60 頭+ $\alpha$	脇野沢源藤城～川内町宿野部	○	2頭
11	川内	M2-B群	77 頭+ $\alpha$	川内町畑～佐井村川目	○	2頭
12		湯野川開拓の群れ	24 頭+ $\alpha$	川内町湯野川開拓周辺		2頭
13		安部城北の群れ	71 頭+ $\alpha$	川内町湯野川～安部城周辺		2頭
14		和白沢の群れ	25 頭+ $\alpha$	川内町和白沢周辺		2頭
15		男川の群れ	27 頭+ $\alpha$	川内町蛸崎男川中流～宿野部金八沢周辺		2頭
16	大畑	I2-A1群	10 頭+ $\alpha$	風間浦村下風呂～大畑町大畑道		2頭
17		I2-A2群	4 頭	大畑町釣屋浜～大畑町湯坂下		2頭
18		I3-A群	76 頭+ $\alpha$	大畑町大畑川西股沢林道周辺		2頭
19		Ka群	58 頭+ $\alpha$	大畑町大畑川二階滝橋周辺		2頭
20		Ko1群	38 頭+ $\alpha$	大畑町奥薬研～ゴネ沢周辺		2頭
21		Ko2群	72 頭+ $\alpha$	大畑町薬研～湯坂下～北関根	○	2頭
22		三太郎川の群れ	30 頭+ $\alpha$	大畑町大畑川三太郎川・大畑林道周辺		2頭
23		上狹川の群れ	28 頭+ $\alpha$	大畑町大畑川上狹川周辺		2頭
24		M2-A2群	29 頭+ $\alpha$	大畑町大畑川仁助沢林道周辺		2頭
25		M2-A3群	77 頭+ $\alpha$	大畑町大畑川弥一郎林道周辺		2頭
26		階子沢の群れ	27 頭+ $\alpha$	大畑町大畑川鍋滝林道・階子沢周辺		2頭
27		囲沢の群れ	33 頭+ $\alpha$	大畑町大畑川鍋滝林道・囲沢入口北周辺		2頭
28	むつ	S群	69 頭+ $\alpha$	関根新田～大畑町小目名沢周辺	○	2頭
29		恐山の群れ	49 頭+ $\alpha$	恐山周辺～栗山林道		2頭
					合計	58頭
合計		29 群	1,211 頭+ $\alpha$	平成29年度 29群1,137頭+ $\alpha$		

調査機関：青森県

2018年1月末 現在

## 参考資料

### ●むつ市における農作物被害状況の推移について

平成 28 年度…被害額 ¥524,959 被害戸数 81 戸

平成 29 年度…被害額 ¥849,961 被害戸数 96 戸

平成 30 年度…被害額 ¥619,581 被害戸数 70 戸

### ●下北半島に生息する群数、個体数

平成 28 年度…群数 70 群 2,577 頭+ $\alpha$

平成 29 年度…群数 69 群 2,611 頭+ $\alpha$

平成 30 年度…群数 69 群 2,635 頭+ $\alpha$

## 議案第2号

むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

むつ市下北自然の家条例施行規則を改正したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和元年6月26日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、クリーニング代及び教材費の額を改定するためのものである。

むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

令和元年 月 日 公布  
むつ市教育委員会規則第 号

むつ市下北自然の家条例施行規則（平成20年むつ市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表2の表中 「

2,570円
2,570円
1,540円
1,020円

」 を 「

2,610円
2,610円
1,560円
1,030円

」 に改め、

別表3の表中 「

610円
------

」 を 「

620円
------

」 改める。

附 則

（施行期間）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表の規定は、使用料又は利用料金のうちこの規則の施行の日以後の使用の許可に係るものについて適用し、使用料又は利用料金のうち同日前の使用の許可に係るものについては、なお従前の例による。

議案第2号参考資料

むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改		正		案		現		行	
別表									
2	クリーニング代								
	(略)								
	敷布団				2,610円				2,570円
	掛布団				2,610円				2,570円
	マットレス				1,560円				1,540円
	寝袋				1,030円				1,020円
	備考 (略)								
3	教材費								
	活動プログラム名								
	(略)								
	キャンペーン								
					薪(約20本)				1セット
					(略)				
	(略)								
	活動プログラム名								
	(略)								
	キャンペーン								
					薪(約20本)				610円
					(略)				
	(略)								

## 議案第3号

### むつ市少年教育指導委員の委嘱について

むつ市少年教育指導委員について、むつ市少年教育指導委員規則第3条の規定により委嘱したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和元年6月26日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

むつ市少年教育指導委員の任期が、本年6月30日をもって満了することに伴い、提案するものである。

# むつ市少年教育指導委員名簿(案)

任期 令和元年7月1日～令和3年6月30日  
定数 20名以内

氏名	生年月日	住所	備考	新・再
菊池政彦	S36.11.24	むつ市大字田名部字上道87番地301	地区少年指導協少年指導委員	再
駄賃場正三	S33.01.03	むつ市下北町14-45		再
山田佳子	S37.05.07	むつ市栗山町2番8号	むつ・下北地区レクリエーション協会	再
船木敏夫	S23.06.14	むつ市大畑町水木沢34番地265	大畑町子ども会育成連合会	再
伊藤美智子	S30.10.22	むつ市緑ヶ丘3番2号	ボーイスカウトむつ第1団	再
齊藤正仁	S41.06.13	むつ市下北町23番40号	ボーイスカウトむつ第3団	再
中島弘和	S39.10.18	むつ市川内町榎木6番地1		再
猿谷修平	S48.03.04	むつ市新町10番13号	ボーイスカウトむつ第2団	再
菊池隆一	S48.08.08	むつ市横迎町二丁目19番9号	教諭(大湊小学校)	再
白川久子	S33.11.24	むつ市十二林9番6号	むつ・下北地区レクリエーション協会	再
藤江一人	S48.01.10	むつ市脇野沢渡向102番地8		新

議案第 3 号参考資料

新任委員候補者略歴

氏 名	藤江 一人 (ふじえ かずと)
生年月日	昭和 4 8 年 1 月 1 0 日 ( 4 6 歳)
住 所	むつ市脇野沢渡向 1 0 2 番地 8
備 考	特別養護老人ホーム金谷みちのく荘 長年にわたり脇野沢村子ども会育成連合会の活動に従事

